

令和 6 年 2 月 2 0 日 招 集

令 和 6 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 1

議案番号	件名	備考
1	薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
2	財産の取得について	
3	令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
4	令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算	
5	令和5年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
6	令和5年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
7	令和5年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
8	令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算	
9	令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
10	令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算	
11	令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	
12	令和5年度薩摩川内市水道事業会計補正予算	
13	令和5年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	

議案第 1 号

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 4 7 号）の公布に伴い、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号）により新たに追加された戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の事務等について手数料を定めるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例

薩摩川内市手数料条例（平成16年薩摩川内市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号及び第5号中「8の項から15の項まで」を「10の項から17の項まで」に改める。

別表第1の1の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

別表第1の15の項を同表の17の項とし、同表の12の項から14の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の11の項中「9の項」を「11の項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の10の項中「9の項」を「11の項」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の7の項から同表の9の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の6の項中「書類の閲覧」を「書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表の8の項とし、同項の前に次の2項を加える。

<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 700円</p>
<p>7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>

別表第1の5の項を削り、同表の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次の1項を加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 400円</p>
---	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の名称  | 教師用指導書・指導教材  |
| 2 | 数 量    | 指導書・指導教材 1, 5 2 9 点<br>(小学校 1 7 校及び義務教育学校 1 校分)                          |
| 3 | 取得価格   | 4 2, 5 3 7, 8 8 0 円  |
| 4 | 取得の相手方 | 所在地 薩摩川内市西開聞町 4 番 2 3 号<br>会社名 株式会社金海堂<br>川内カスタマーセンター<br>代表取締役 手 島 紘 一 郎 |

提 案 理 由

小学校の教科書の改訂に伴い、教師用指導書・指導教材を取得することとした  
いが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又  
は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。